

(別表3)

区分	補助対象経費	補助率及び補助基準額
導入支援と一体的に行う業務改善支援	介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、別表1又は2により介護テクノロジーを導入する場合は、以下のア又はイに掲げる支援を受けることを要件とし、対象費用について補助を行う。 【ア コンサルティング会社等による業務改善支援】 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。また、支援を受けるための費用を補助対象とする。 【留意事項】 ・メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象としない。 【イ 介護生産性向上総合支援センター等による業務改善支援】 介護生産性向上推進総合事業(地域医療介護総合確保基金)を活用して都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センター、厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業（P）」の相談窓口又は都道府県が実施する研修、または厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」および「デジタル中核人材養成研修」を受講すること。なお、業務改善計画の作成や取組の実施にあたって、あおもり介護生産性向上相談センターへ相談することとする。 都道府県が独自で実施する研修の受講に必要な参加費について、本事業の補助対象とする。	(ア) 1事業所につき、左の経費の実支出額の合計に補助率5分の4を乗じた額を算出する。 ただし、算出した額に千円未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。 (イ) (ア) で算出した額と、基準額48万円とを比較して、少ない方の額を補助金の額とする。

【備考】

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、別表 1 又は 2 により介護テクノロジーを導入する介護事業所等は、別表 3 「(ア) コンサルティング会社等による業務改善支援」又は「(イ) 介護生産性向上総合支援センター等による業務改善支援」による支援を受けることを要件としている。

(参考) 厚生労働省主催「介護現場における生産性向上推進フォーラム」

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_forum.html

厚生労働省主催「介護現場の生産性向上ビギナーセミナー」

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_seminar2024_00001.html

あおもり介護生産性向上相談センター主催 <https://aosyakyō.jp/>

令和 8 年度生産性向上につながる介護テクノロジー活用支援セミナー (R8. 5. 28 実施済)

介護生産性向上チャレンジセミナー (R8. 6. 22、R8. 7. 21、R8. 12. 14、R9. 2. 8 実施)

「入れただけ」で終わらせない！介護テクノロジー活用と生産性向上推進セミナー(仮)

(R8. 11. 24 実施予定(集合型研修)。詳細は、あおもり介護生産性向上相談センターホームページを確認。)